

第9回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要

日 時：平成24年2月21日（火）15:30～18:05

場 所：議事堂3階 301委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9人）

事務局：神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、岸畑主幹、
松本

委員：第9回歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を開催する。

本日は、まず志摩市、菰野町、紀宝町の三つの市町から、「歯科保健に関する現状と課題」について話を聞き、休憩を挟んでパブリックコメント及び関係団体への意見照会の結果について、最終案にどのように反映するか議論をお願いしたい。志摩市よろしく願います。

参考人：本条例中間案の「基本的施策」の中に、フッ化物洗口を盛り込んでいただき、感謝申し上げます。志摩市としては、フッ素の安全性と効果について関係機関を含め正しい知識の普及啓発をし、乳幼児や児童を預かる現場等との十分な共通理解を得ることが大切であると考えている。

希望としては、中間案のまま最終案を取りまとめていただきたいという思いが強くある。

本日、検討会から求められていることは、志摩市の乳幼児期における歯科保健の取組についての意見なので、その点について説明する。

3歳児歯科検診の結果から虫歯のある子の割合を見ると、平成16年には志摩市は47%、約2人に1人は虫歯の子がいる状態であった。1人当たりの虫歯本数も2.1本もあった。三重県の中では、ワースト3に入る悪い結果となっていた。このことから、最優先すべき課題は子どもの虫歯を良くすることと認識するようになった。

資料1の志摩市の部分をご覧ください。

志摩市が行う母子歯科保健分野での乳幼児期の虫歯予防対策は、母子手帳の交付、赤ちゃん訪問、7ヵ月・12ヵ月児健康相談、1歳6ヵ月児・2歳児・2歳6ヵ月児児童歯科教室、3歳6ヵ月児健康診査の各種事業における歯科検診や口腔指導になる。

母子手帳の交付の時、一緒に歯科パンフレットを配付している。また、親子で虫歯に気を付けなくてはならないことを、すべての妊婦に伝えている。

赤ちゃん訪問する生後2、3ヵ月の時期には、糖分を多く含んだ飲料は必ずスプーンで与えることなどを指導している。また、7ヵ月や12ヵ月の時には、市の健康相談・保健センターに来てもらい、赤ちゃんの口腔ケアの大切さや歯磨きを嫌いにさせない磨き方など、親子で習得してもらうよう指導している。

1歳6ヵ月の健康診査の時には、少なくとも1日2回は仕上げ磨きをすることや、おやつとの与え方、種類、時間を指導している。

1歳6ヵ月の時から6ヵ月ごとの間隔で無料でのフッ素塗布を希望者に実施して

いる。2歳児や2歳6ヵ月児の歯科教室の時には、小さい時の虫歯は、永久歯に生え変わってから歯並びにも影響してくることについてパンフレットを使って指導している。

歯科医師も教室に来ていただき、いろんな立場の職種から教育指導を行っており、健康推進課内部での指導内容のポイントについても、その都度打ち合わせも行い、保護者の方にはできるだけ分かりやすく伝えていくように心掛けている。

各種の事業を一人一人の保健師、栄養士、歯科衛生士が指導内容についてよく検討を行った上で保護者に伝えた結果、昨年度のデータでは県平均を上回る良い結果が得られた。

3歳児になると、子育て支援の組織と連携して事業を進めていくことが必要である。4～5歳児における歯科保健事業の中心が、保育所・幼稚園におけるフッ化物洗口である。

その他では、毎年6月の「歯の衛生週間」には、歯科医師会を中心に小学校、中学校を含めた関係機関が協力し、学校歯科検診で優秀な歯を持つ児童・生徒の表彰や、図画ポスターの募集、よい歯のコンクールの表彰式やお口の健康まつりを同時開催している。

志摩市での現時点の課題として、大人の歯周病がある。「歯と口のネットワーク会議」の中で、保健福祉事務所の先生には多大なご協力を得て進めている。

委員：引き続き、菰野町、お願いします。

参考人：菰野町では、特定保健指導に歯科対策を取り入れており、その現状を報告したい。

生涯を通じて健康でいただくため、母子保健から続く成人期の歯科保健を推進していくことで、特定保健指導に力を入れている。

実際、これは平成20年度と21年度の特定健診の受診率、それと保健指導対象者と参加者実施率になるが、非常に課題が多い。受診率はまだまだ頑張らなければいけない状態ではあるが、平成20年度、21年度は、約8%の保健指導を実施した。

中には、特定保健指導対象外で、個別の健康相談で係わった方がいる。特定健診の対象者は、7,000人近くいるが、半数は65歳以上になる。40代、50代については、検診の受診率が上がらない。75歳については、既に内服中やメタボリックシンドローム該当者としても、個別に保健指導をしている。

60歳以上であれば、お腹周りが男性であれば85cm以上、女性であれば90cm以上に該当するが、血液検査を見ると脂質検査の値が低く、実はその背景に低栄養状態など、しっかり楽しく食事をしているか疑問があった。

菰野町の特定保健指導プログラムは、保健指導が始まる前に万歩計をプレゼントして、日々の運動の状況を見ている。あとレンズ付きフィルムで食事を撮ってもらい、記録を依頼している。また、町内の医療機関に保健指導前と6ヵ月後の評価で血液検査等をお願いし、保健指導が始まるまでに歯科保健教室を取り入れている。

保健指導に関して、3ヵ月以上、6ヵ月間の支援を行い、運動継続ができるよう

に本人だけでなく、友人や家族も利用できる地元のスポーツクラブの利用券を渡している。

次に、歯科教室を取り入れた理由について、前年度の平成 19 年度にプレ特定保健指導を行った。

成功するためには、繰り返し動機付けの機会が必要であることが分かった。また、成功した人は、運動、食事ともに取り組んでいた。年齢の高い人は、うどんが大好き、卵料理が非常に多い、バナナは毎食食べているという特徴があり、咬めていないと気付いた。

実際、口の中を見ると、やはり抜けている歯があった。あと、何回も歯周病を繰り返す方、血糖値が高い方もいたので、お口からの健康というのは非常に重要であると実感した。

歯科に関して、毎日するブラッシングで効果が得られるというのは非常に大きいと思い、歯科教室をぜひとも取り入れたい。

特定健診の分析だが、40～64 歳に 700～800 人の受診をしたが、腹囲が基準を超えている方は、基準範囲内の人に比べて食べる速度が非常に早く、しっかり咬む機会はないのかもしれないし、若いけれども歯の問題を抱えているのかもしれない。食習慣の情報提供及び歯科でのアプローチが非常に有効ではないか。

国保のレセプト、診療情報を把握し、平成 20 年 5 月の入院外、外来の費用について、歯肉炎及び歯周疾患、う歯（虫歯）を外した歯周疾患は第 2 位であった。菰野町国保の医療費総額は 43 億円であったが、月 1,100 万円が歯周疾患に係る支出であった。非常に重い。行政でも成人期の歯科に力を入れていかなければいけないことを実感した。

いろいろな機会に地元の歯科医師会や歯科衛生士と情報交換をして、行政として住民に情報提供できることを教えてほしいとお願いしている。

成人期は難しいが、特定保健指導で歯科を取っ掛かりとして係わりたい歯科教室を取り入れている。

歯科教室の目的は 2 点。「痩せましょう」ではなく、しっかり咬んで、おいしく食べることにより、満腹感を得ることや自分の健康状態に応じた食事を取ることができるよう、必要な支援を行う。2 点目として、歯や口腔内の健康を意識することにより、日頃の食事や生活改善の動機付けの場とすることを挙げている。

歯科保健教室の内容、地元の歯科医師会の協力をいただき、約 20 分程度の講話を行い、その後、歯科医師による歯科検診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行う。本人に対しては、咬合ガムがある。きれいに咬めていれば色がきれいになる。咀嚼状態を踏まえた栄養指導が可能になった。

課題と今後の展望について。メタボリックシンドローム該当者及び予備群対象者には、咀嚼に関する課題を持つ方が非常に多くいるのではないかと。

適正な体重と筋力を維持していただけるように、どれくらい咬んでいたかを理解して、成人期の健康づくりとして咬むことを含め、歯科保健の推進が求められてい

る。

委員：続いて、紀宝町、願います。

参考人：現在、紀宝町歯科プロジェクト会議を拠点として、紀宝町全地区の歯科医にも参加していただき、推進している。

課題として、国保の医療費の問題、高血圧が1位で高く、成人期、高齢期の歯周疾患による医療費の削減、学童へのフッ化物の導入を含む歯科保健の充実を含めてたくさんある。

歯科保健プロジェクトチームは、平成13年3月に結成された。旧紀宝町の保健対策協議会の政策団体の一つとして歯科保健部門ということで立ち上げられた。

年に1、2回の会議を開催している。歯科保健事業について協議、計画、歯科保健事業の実施、歯科保健事業の評価・見直しを繰り返している。チームの構成は、町長、医師の参事、南勢志摩県民局保健福祉部歯科医師がアドバイザーとして入っている。それと福祉課長、教育長、保健師長、保健師、歯科衛生士として立ちあがった。

その後、現場のスタッフは、3人参加している。

町村合併後の構成は、現在6人の歯科医師すべてに参加いただいている。鵜殿に幼稚園があり、園長先生が代表として入っていただいた。

ライフステージごとの歯科保健の取組をしているが、いろいろな意見交換や協力体制が必要になる。

紀宝町では、珍しく歯科衛生士が入った。歯科医師からの専門的な意見を聞き入れ、事業に反映させることがスムーズにできる。

他の職種の意見や状況なども歯科医師に伝えることもできる。このネットワークによって台風12号の災害時も、状況の把握、ニーズの把握、無駄のない支援活動につなげることができた。

お口の健康は心の健康、体の健康につながっていく思いを持ってライフステージごとの歯科保健を推進している。

紀宝町歯科保健プロジェクトチームの第一次目標は、3歳児の虫歯を減らすこと。平成12年度の調査結果によると、3歳児1人当たりの虫歯本数は、3.02本と県内ワースト2であった。3歳児の虫歯罹患率は、61%という高い値になった。

虫歯を予防するために必要なものが、バランスの取れた食事、正しい歯磨き、糖質を上手に摂ることが挙げられる。歯の質を丈夫にすることとして、フッ化物の応用がある。

3歳の子どもの虫歯を守るためには親の係わりが必要となってくる。保護者に虫歯の予防方法を伝えることがとても大切になる。予防方法を伝える場として、歯科検診の回数を増やした。虫歯に感染しやすいと言われる時期、1歳6ヵ月から3歳までの間に2歳児歯科検診、2歳6ヵ月児歯科検診を設けた。

検診制度の共有、プロジェクト会議の中で、どういったものが必要かということを出し合い、問診票などを工夫して作ってきた。

生活面への指導、毎日の歯磨きについての個別指導、これらの評価方法の一つとして、NPO法人ウェルビーイングのアンケートを使用してきた。保育所、幼稚園の在園児の保護者を対象に、平成12年度より3年おきに実施している。

歯科検診以外での取組。歯科検診は、歯科医師の先生に来てもらわないとできない。プレママ教室は、妊娠中のお母さん、お父さんを対象とした教室になる。妊娠中から子どもの虫歯を予防することについて話している。そして4カ月の乳幼児健診、7カ月、8カ月の離乳食教室、10カ月乳幼児健診、子育て支援センター等での個別指導を随時行っている。幼稚園、保育所等での歯磨き指導、広報による歯科保健の周知もしている。健康まつりでは、フッ化物の洗口体験コーナーを設けて実施している。すべて定期的に紀宝町歯科保健プロジェクトチーム会議において、歯科保健事業を見直すことによって、多種職種での連携、意識の共有ができるように努力して推進している。

今、紀宝町歯科保健プロジェクトチームの第二次目標が、12歳児の虫歯を減らすこと。

保育所でのフッ化物洗口の実施に向けて、現在は保育所・幼稚園現場の先生方との話し合いを進めている。

12歳児の1人当たり虫歯本数は、平成23年度は、グッと減ってきている。実は、平成23年度、中学1年生になる子どもたちが、プロジェクトチームを立ち上げた時、2歳、2歳半であった。10年前からの歯科保健活動を通して、今やっと12歳児に反映できて喜んでいる。

5～7歳頃に生え始める第一大臼歯、6歳臼歯を守ることがとても大切。せめて保育所でのフッ化物洗口を取り入れることができれば、12歳児の虫歯本数はおそらく激減する。第一大臼歯は最も大きく、咬む力の強い歯である。全体の咬む機能に大きく影響するこの歯を虫歯から守ることで、今後の全身の健康につながっていくと思われる。

もし保育所から中学校までのフッ化物洗口を三重県でも実施することができれば、成人になる頃、虫歯は確実に減り、顔の表情のポイントとなる歯によって、それぞれの大きな自信につながっていくのではないかと。ぜひ条例に小・中学校でのフッ化物洗口の実施を取り入れていただきたい。

紀宝町では、成人、高齢期の歯科保健活動も進めている。歯周疾患検診は、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の方を対象として実施している。生活にどれだけ歯科保健を取り入れていけるかを目的に、指導に力を入れた検診をしている。

栄養教室での歯科保健指導、糖尿病予防教室での歯科保健指導も実施している。

高齢期の歯科保健活動について、町診療所に歯科医師が訪問診療をしている。口の問題が気になる人がいると保健センターに連絡がある。相談を聞いて、そして歯科医院につなげるなどしている。

最後に災害時の歯科的支援を実施してきたことについて、平時からの歯と口に対する意識、口腔ケアが大切とつくづく思った。また、平時からのネットワークが大

切で、ニーズに合った支援がとても必要であると実感した。
以上で紀宝町からの報告を終わらせていただく。

委員：それでは、質疑に入りたい。

委員：昨年の災害時に特別にされた活動があったらお聞きしたい。

参考人：熊野市、御浜町、紀宝町に支援物資を届けるためにどのようにして届けることが一番良いか、事前の打ち合わせ会を持った。支援活動をしていた保健師から情報を聞き、どこの避難所に何人の避難者がいる、子どもが何人ぐらいいる、高齢者が何人いる、寝たきりの人がいるという情報をいただいた。

まず物資を仕分けた。その物資を持って歯科医師会、歯科衛生士会の参加者が何組かに分かれて、避難所を回った。どういったものがなくて、何に困ったかを聞いた。

今回の災害においては、実際に支援できることは少なかった。入れ歯の歯ブラシ、入れ歯用はとても喜ばれた。今後起こり得る災害において、私たちが何とかネットワークを通じてできるのではないかとということを見つめることができた。

紀宝町の高齢者施設において避難者を受け入れた所があり、三重県歯科医師会が様子を見に来てくれた。私と包括支援センターの保健師、そして医師会南紀支部の支部長も一緒に同行して回った。

町営施設で口腔ケアがきちんと実施されていることに本当に驚いた。実は、平成22年度にその施設に対する口腔ケアの研修会を実施したことがあり、その内容が実践されていた。

委員：実践で良い成果が出たということで素晴らしい活動だと思う。

歯科衛生士は十分な人数が各市町に配置されているのか。

参考人：歯科衛生士が在籍している市町はとても少ない。松阪より南においては紀宝町だけ1人いる。

参考人：志摩市にも平成18年からいる。専門的な歯科医師の意見が理解できるので、それを事業に反映しやすく、事業につなげるしっかりした役割を歯科衛生士が果たしている。

委員：紀宝町は、平成13年にプロジェクト組織が作られた。町長のリーダーシップから始まったのか。何がきっかけで始まったのか教えてほしい。

参考人：町の中に健康づくり部門で保健活動推進協議会がある。旧紀宝町の歯科医師も入っており、歯周疾患と医療費の問題もあり、その歯科医の専門的な意見がその協議会の中で発言があり、町の中で取り組むこととなった。歯科医師から、歯科衛生士という専門職を置かないと事業が活発にできないと話があった経緯がある。そのうち学校部門などいろいろな人が入ってきた。

委員：フッ化物塗布の効用というものは既に認知された状況で、それが無料でできるため受診率が上がったと考えてよいか。

参考人：歯科検診をするというだけでは、なかなか人が集まらないという状況である。フッ素塗布というのは、もともとあまり紀宝町で浸透していたものではないが、そ

れを歯科検診の中で、無料で実施することをアピールして、受診率を上げたい思いでやってきた。最初から受診率が高かったわけではない。

委員：菰野町では、医療費 43 億円の中で 1,000 万円と言われたが、住民が健康になるという意味で良いことであり、経費の意味でも戦略的にある年数が経てば、かなり効果が出てきたと評価されていると聞こえたが、数字的にどうなのか。

参考人：まだ平成 20 年度から特定保健指導での歯科事業を始めたばかりで、参加者も 40 人少々であり、実際のところ評価までは至っていない。

大切な保険税をお預かりして、安心して医療を受けていただくためにも有効な活用をするためにも、歯科医療機関の受診をしっかりといただき、普段の健康管理につなげていただく。歯科医療の医療費が一時期上がる可能性もあると思うが、歯科医療でしっかりと咬めることが健康には大きな効果があると分かっているのも、必要な経費である。それこそ 1 年 2 年では数値に反映されないと思うので、10 年後という形で評価をしていきたい。

委員：歯周疾患が結構な医療費を占めているということ踏まえて、もっと直接的な取組は何か考えがあるか。あるが、財政上等の課題でなかなかできないとか、県に後押しをしてほしいことがあれば教えていただきたい。

参考人：今、三重県に歯科医師は 2 人おり、専門的分野で陰からサポートいただいている。菰野町には歯科衛生士が常勤・非常勤を合わせて一人もいない。いろいろな歯科保健事業で地元の歯科衛生士会の方に協力いただいている。

しかし、直接的な取組として、すべての年代を通じて、困り事がない方の底上げをするのが、行政職員に求められている。そういった部分を歯科医師は全国的なネットワークを持っているので、さらにアドバイスをいただきたい。

委員：了解した。

委員：菰野町には歯科衛生士がいない中で、特定保健指導の歯科教室のような先進的な取組をしている。県も今後、特定保健指導の中で「歯科保健指導モデル事業」というのをやっていくことになっている。どういう部分を支援してほしいか伺いたい。各基礎自治体で、衛生士をせめて 1 人は配置していくことが必要ではないかと思うが、いかがか。

参考人：志摩市、紀宝町の話聞いて、うらやましなと思った。私たち現場にいる者がもっと強く財政当局を含めて徐々に伝えていかなければいけないと強く思ったが、非常に財政の厳しい折、新たな職員を採用するのは難しい状況である。

歯科保健は地道にやっていけば、そしてマンパワーがあれば成果が出て、町全体の健康をアップすることを本当に実感している。先ほど質問いただいたように、成果をきちんと分析して、これが町民にとっての健康を支えるために必要な資源であることをもっと伝えていきたい。

委員：菰野町の歯科教室の話聞き、歯と口腔の健康づくりが全身の健康づくりにいかに寄与しているかということ改めて認識させていただいた。

委員：咬合ガムを試された人の反応はどうだったか。

参考人：そういったガムを咬む体験をされたことないので、喜んで咬んでいただいている。咬めていないということが分かり、実はゴボウが食べにくいとか、こういった物で歯が困っているということを視覚的に分かることができる。

特定保健指導が成功しているかということ、可視化し、みんなで共有する、自分で体感するということが大事。成人期だけでなく、今後は中学生など将来の日本を支えていただける方の健康を作るためにも、もっと広げて進めていきたい。

委員：いくらぐらいするものなのか。

参考人：日本歯科医師会の外郭団体で 8020 推進財団というところが、今年度は 24 万個作っている。1 ヲ所につき 200 個、希望すれば送料を負担するという形であり、購入は難しい。8020 推進財団には、今後、一般販売してもらいたいとお願いしている。

委員：乳児期については、1 歳半健診、2 歳半健診があり、成人期、また成人期以降高齢期においても、会社では、特定健診がある。途切れのない歯と口腔に関する取組について、特にどういったことに力を入れていかないといけないのか。改めて伺いたい。

参考人：志摩市としては、保育所、幼稚園において、県内でも高い実施率があり、これからも継続、拡大していきたい。

参考人：今、厚生労働科学研究の協力研究員として参加している。新潟県は、何十年も前から様々な関係機関が集まって情報共有をし、子どもの健康、みんなの健康を守るための歯科保健の推進が素晴らしいと見ている。

さらに、12 歳のう歯が多くあった秋田県の話を昨年聞かせていただいた。小学校、中学校、幼稚園も含めてフッ化物洗口を取り入れて、親御さんも安心して受けられる、学校の先生も安心して実施できる、歯科医師、歯科衛生士もサポートして、行政もサポートして、その結果、ワースト 5 以内であったのが、今非常に成果を出している。

そういったみんなで話し合える機会を作って、いつでも情報共有できることが成功になると思っているので、その部分について県のサポートにより導いていただきたい。

参考人：私も、フッ素洗口を小・中学校で取り入れていくのが一番虫歯を減らすと思う。

但し、学校の方たちが反対している理由の一つに、フッ素だけに頼ってしまっているのかというところがあり、やはり歯科衛生士を各市町に置いて、指導も十分していく必要があると思う。しっかり咬むことが必要なので、フッ素をしたことによって虫歯にならない。でも、歯磨きをしなくなったことで歯周病になる。歯周病になってしまえば、見た目はきれいじゃないし、咬める歯とは言えないので、小さいうちから虫歯予防のため、生活習慣、おやつの食べ方、選び方を、お母さん方に指導していき、そしてフッ素を使って虫歯も予防し、リズム正しい生活、規則正しい生活を身に付けていただく。絶対にフッ素だけに頼って虫歯予防だけをするもので

はなくて、将来の健康を考えた歯の健康ということで、フッ素も取り入れていただきたい。

委員：皆さん、よろしいか。

質問も尽きたので、これで参考人からの聴き取りを終了したい。

参考人におかれては、大変忙しい時期にもかかわらず、遠方より、また遅い時間までこの検討会にご協力をいただき、お礼を申し上げます。

皆様からいただいた貴重なご意見を参考にさせていただき、この条例に反映させていきたいので、今後ともよろしく願います。

参考人におかれては、退席いただき、今から 10 分程度休憩を挟んで、条例案の検討をお願いします。

< 休憩 >

委員：検討会を再開する。パブコメ等の意見を受けて、法制上の観点から議論をした

い。
資料 4 をご覧いただきたい。個別具体的な意見のうち、説明が必要な意見には、検討整理案として説明を付けてある。空欄については、特に意見を伺いたいところ。それでは、事務局から説明をさせる。

事務局：< 資料 2 を説明 >

委員：ただ今の説明に対し質問があれば願います。

委員：第 11 条第 7 号の「市町等関係機関と連携し」を取ったのはどういう理由か。

事務局：第 7 号以外も当然、市町等関係機関と連携して事業を行うため、特出しするのはおかしいとの理由である。

委員：次にパブリックコメント等の意見について。意見の総数は、222 件あった。内訳は資料 3 のとおりであるが、条例最終案に反映すべき事項について検討をお願いします。

委員：意見 4 について。「総則」「各主体の役割」「基本方針」と 3 章立てに簡略化することは可能か。

事務局：「総則」「各主体の役割」「基本方針」「雑則」を入れた 4 章の形は可能と思われる。

委員：簡略した章立ての形でもよい。

委員：その方がシンプルであり、章立てを残し、その方向でまとめていただきたい。

委員：そのようにする。

「県民の責務」については、「県民の役割」にすべきではないかとの意見が多く出されたことから、再度ご意見を伺いたい。

委員：当然「県民の責務」とすべき。自らという意味で、「責務」が適当である。

委員：他の委員もよいか。議論の積み重ねもあり、そういう形で整理したい。

(資料 3 の意見 20 ~ 80 について説明)

委員：意見 20 の、8020 運動を明記するかについて、「8020 運動」は、皆に共通して一つの運動として進めていく意味において、この条例の中に書き込んでいくことも重要である。

資料 74 の喫煙等については、計画の中に盛り込んでいくものではないか。

意見 356 の「歯の機能の回復によるものを含む」という文言は、国の法律にもあり、入ってもよいのではないか。

資料 50 の市町の役割に関して、今回の条例は、県民、歯科医療関係者、事業所等も含んでオール三重でしっかりと歯と口腔の健康づくりをしていくこととして、入れたもの。意見照会で、市町から「入れてくれるな」という意見はあったのか。

事務局：そのような意見はない。

委員：無かったのであれば、市町の役割も入れてよいのではないか。

委員：資料 4 の検討整理案では、意見 356 については「現条文の中に含まれており、より簡潔で分かりやすい条文になるよう整理する」となっているがどうか。

委員：条文の中に「歯科技工士」という名称が入っているので、当然、歯科技工士の職務上のことから考えれば、含まれていると読み込めないか。

委員：内包されていると読み込めると理解した。歯の機能回復には高齢者に対しての入れ歯とかインプラントなどもあると考えるが、それらも含まれているというのであればよい。

委員：シンプルでという正副座長の意見でよいが今後、基本計画で対応できるものがたくさんあるし、逐条解説等で対応できるものかもしれない。

事務局：県民の責務と歯科医療関係者の責務の順番を逆にしたらどうかという意見もあったがどうか。

委員：「県民の責務」が前でよい。今回の条例は県民自らがということが大事であり、一番目に県の責務があって、その次に来るのは県民である。

委員：現状どおりとしたい。

次の第 11 条第 3 号については、多くの反対意見が出されている。例えば学校等へのフッ化物洗口を導入することについては、効果とリスクについて両論あることから、集団洗口や一斉指導することは人命や人権の視点から疑問があり反対である。フッ化物洗口は保護者が歯科医の指導により家庭で行うべきである。フッ化物洗口後、30 分は水が飲めないが昼食後に遊んだ後、子どもが水を飲まないことは難しく、アレルギーのある子どもなどさまざまな対応が必要であり、教員による対応は問題が多い。日本弁護士会の意見書にも多くの問題点が指摘されている。等々のご意見が主なご意見であった。皆さん方も読んでいただいたとおりである。

また逆に、歯の悪い状況からの脱却は必要であり、フッ化物洗口は有効である等の歯科医師、歯科衛生士など、医療関係の方と思われる意見も多くあり、実際に実施し、効果があるとの意見も出されている。

また、これは別の意見であるが、「学校等における」に続けて「歯と口腔に係わる健康教育のさらなる推進」を挿入してはどうかとか、「～推進を図るために」に

続けて、「これまで行ってきた」を挿入するという、同じような意見が複数あった。これらのご意見が第 11 条第 3 号の主な意見であるが委員のご意見を伺いたい。

委員：中間案を県民の方々に示して反対意見があったということは、しっかりと受け止めるべきではないか。

薬品であるから副作用は必ずあるものだと認識している。若干の修正を加える必要があるのではないか。一度この検討会の中でも議論すべきである。

委員：どのように取り入れようとお考えか、具体的なものがあれば教えていただきたい。

委員：第 11 条第 3 号で、「幼児、児童～推進を図るため、学校等における」、「この「フッ化物洗口等」を削除して、「科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策の推進」としてはどうか。そのあとの「フッ化物洗口」はそのまま生かしていくということが一つ。

また、今日の参考人の説明にあった、歯科教室などの「健康教育」もその第 3 号のところに「学校等における科学的根拠に基づく効果的な歯科保健対策の推進、健康教育並びに」と入れたらどうか。

委員：歯科教室も重要だが、第 2 条第 2 項の「適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療」の「保健指導」にその保健教室等が入ってこないか。

三重県の子どもたち、大人の歯と口腔を日本の順位から見て低位にあるところをしっかりと押し上げていこうという部分も今回、条例を作っていく中での大変重要なポイントであった。

「学校等がフッ化物洗口等を行う場合における」というのは、県がさせるということにはなっていない。行われる場合には、県としてその助言や支援、専門的なことをするというので、この条文を作り上げたのではないか。

1 点付け加えると、意見 105 の中にフッ化物洗口等を行う場合における研修とあり、この「研修」という言葉を入れることは、ある程度必要になってくるのではないか。

委員：第 11 条第 3 号に「研修」を入れてはどうかということについて、意見を伺いたい。

委員：県が主催で研修を市町の方々や学校現場の皆さんを集めてやる方が安全性は高まるという面も一部ありながら、それがかえって県が強制的にやっていると映る向きもあり、条文の中に入れるかどうかについてはどうか。

委員：「助言及び支援」の「支援」の中に当然求められれば、こういったことも今後必要になってくるかも分からない。

105 番の意見の方に関しては、「研修」は県の「助言及び支援」の中に入ると理解した。

委員：これだけ反応があるため、今後、慎重にやっていく必要性や共通理解をさまざまな関係者がしていく中で、「学校等におけるフッ化物洗口等」と特出ししている

ので、もうそれを出さずに「学校等における科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策」の中に包含されるのであれば、前段の「フッ化物洗口」は取ってはどうか。

健康教室については、「学校等における健康教室や科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進」とした方がじっくりくるのではないか。

委員：第5回目と第6回目と2回かけてここで議論したことなので、改めてそれをもう一回持ち出すのか、よく整理した方がいい。

逆に言えば、こういったご意見が出てくることについては、我々の中で既に議論の中で出ていて、改めて我々の議論してきたことは正しかったのだということが証明できたのではないか。

委員：「子どもの自由を奪う」と書いてあるが、学校はそういう意味では自由を奪われている面もあり、「人権の視点から」という理由がよく分からない。

今のところ聞いていて、反対理由に納得できるものは見当たらない。

委員：これだけの意見をいただいたというのは事実として我々は受け止め、出てくる意見も我々は想定をして議論をしてきたということは、自信を持って言えると思っている。そのことは、この意見を出していただいた方にも、我々はこれだけの議論を重ねて何回も修正してきたのだと自信を持って言っている。

委員：この原文どおりでいい。このパブリックコメントが出てくることは想定していたし、これほどの量がいただけたことは、この後さらにフッ化物洗口を学校に推進していく中で、きめ細やかな助言や支援等をしていかないといけないことが改めて分かった。今日は紀宝町から話のあったフッ素だけではなくトータルでやるということなので、原文のとおりとし、今後の指導の仕方に力を入れてやっていけばいいのではないか。

また、自分も保護者の立場から言うと、必ずそうしていただきたい。

委員：私も想定していたが、これだけあるということについてどうなのかということをも改めて問題提起した。本日のご意見は、私自身も再度認識をさせていただく。

委員：正副座長案を作る中で、心配の声が多かったという事実を受け止めている。一応確認したのは、実施に当たっては、まず市町が実施するかどうかを判断する。次に各学校において実施するかどうかの判断を行う。また、学校歯科医等の指導のもとで実施されるものであるということ。さらに、フッ化物洗口を行うかどうかについては、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインによれば、本人あるいは保護者に対して具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行うということになっている。

皆様のご意見を整理し、特出しで問題視するものはなかったと思うが、それでよいか。

委員：今、確認したことについて丁寧に意見をいただいた方に返すのであれば私はよい。

委員：この条文だけでは分からない、我々の議論の積み重ねもあるので、それをパブコメに対して丁寧に答えていくということも確認させていただきたい。

委員：願います。

委員：残りの部分について、

意見 306「中山間地域」の定義を確認する意見だが、これはよいか。

意見 334～338、340～344 までは、県や市町の財政に関する心配等の意見。これも先ほど話があったので、基本計画を策定する際の参考意見ということでよいか。

意見 350 では、歯の衛生週間に関する意見だが、条文には入れないものの、啓発活動は現在行われているということかどうか。

意見 339 の調査は、県の独自調査なのか、新規調査なのかとの疑問。これについても、県の計画の中に委ねてはどうか。

委員：新しい大規模な調査の認識はなかった。基本的には今やっている調査を改めて条例上に書いたという認識でいた。

委員：今までどおりの延長の調査という理解でよいか。

以上、条例案へのパブコメ等の反映については、ご意見は揃ったということで整理する。

事務局：先ほど議論いただいた章立てに関しては、一つの提案として、第 1 条と、第 2 条を「総則」、第 3～10 条を「各主体の責務及び役割等」、第 11～13 条を「基本方針」、第 14 条と第 15 条とを「雑則」と、4 章立てという形で整理してよろしいか。

委員：その三つ目に分ける「基本方針」について、基本的施策とか計画が入るのか。「基本方針」と言うと、思いの部分という感じがする。

委員：法律では第 13 条で「都道府県が定めるよう努めなければならない」という基本的事項があるので、「基本的事項」という言葉にしてはどうか。

委員：それでよい。

委員：他に全体を通して、皆さんから、意見があれば願います。

委員：これだけは逐条解説に入れないといけないと言っていた項目について、第 10 回検討会で確認したい。

事務局：対応する。

委員：よろしいか。

では、次回は 2 月 27 日本会議終了後に全員協議会におけるご意見を踏まえた最終案を完成するため開催したい。

本日は、終了とさせていただきます。

(終了)